

五監公告第12号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和5年6月27日

五 泉 市 監 査 委 員
酒 井 俊 明
佐 藤 浩

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 措置を講じた団体等

五泉市村松黄金の里会館

（指定管理者 黄金の里・ふるさとプロモーションパートナー）

商工観光課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の期間

令和5年4月24日～令和5年5月24日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

	監査の結果(指摘事項)	措置内容
①	月次の収支報告において、市と指定管理者双方のチェック機能が果たされておらず、転記ミス等が見過ごされ、誤った額で年間収支実績報告書が作成されている。再発防止のためチェック体制及びマニュアル等を整備し、適正な出納業務及びリスクマネジメントに努められたい。	今後は指定管理者内でのチェックが機能するように、二重ではなく三重チェックする体制を再整備いたします。 また市に提出される月次の収支報告を再度確認し、今後このようなことがないように、適正な出納業務及び再発防止に努めてまいります。
②	自主事業について、指定管理者業務と明確に区分されていない状況が見受けられる。双方で事業内容を精査・協議し、適正な業務管理に努められたい。	自主事業として、利用者の利便性向上のため清涼飲料水自動販売機を1台設置しておりますが、今後は台帳により指定管理業務と明確に区分し、適正な業務管理に努めてまいります。